

「水質汚濁防止法に基づく有害物質貯蔵指定施設の対象となる施設について（第1次答申案）」に対する意見の募集（パブリックコメント）の結果について

I. 概要

中央環境審議会水環境部会地下水汚染未然防止小委員会が取りまとめた「水質汚濁防止法に基づく有害物質貯蔵指定施設の対象となる施設について（第1次答申案）」につき、以下のとおり意見募集を行った。

- ・意見募集期間：平成23年8月9日（火）～平成23年9月7日（水）
- ・告知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、環境省ホームページ及び記者発表
- ・意見提出方法：電子メール、郵送又はファックスのいずれか

II. 意見の提出状況

○意見提出者数：11団体・個人

	意見提出者数（団体・個人）
事業者団体	3
民間事業者	5
地方自治体	1
市民団体・その他の団体	0
個人	2
合 計	11

※記載されていた所属を元に分類を行ったものであり、個人の意見か組織の意見かは明らかではない。

○意見の内訳（事務局で整理した意見数：24件）

1. はじめに 0件
2. 水質汚濁防止法の一部を改正する法律の概要
 - (1) 有害物質貯蔵指定施設等の設置者についての届出規定の創設 3件
 - (2) 基準遵守義務の創設 2件
 - (3) 基準遵守義務違反時の改善命令等の創設
 - ①計画変更命令等 1件
 - ②改善命令 1件
 - (4) 定期点検義務の創設 0件
3. 有害物質貯蔵指定施設について
 - 有害物質貯蔵指定施設の定義 13件
 - 水質汚濁防止法の施設 4件

III. お寄せいただいた意見とこれに対する考え方（案）

別紙のとおり。

**「水質汚濁防止法に基づく有害物質貯蔵指定施設の対象となる施設について
(第1次答申案)」に対するパブリックコメントの意見**

2. 水質汚濁防止法の一部を改正する法律の概要

(1) 有害物質貯蔵指定施設等の設置者についての届出規定の創設

御意見の概要	件数	意見に対する考え方
特定施設に加え、新たに指定施設を規定したことにより、水質汚濁防止法第10条（氏名の変更等の届出）や同法第11条（承継）などの届出書の提出が、二重に必要になるなどの事務に係る手間が生じないよう留意した整備をお願いしたい。	1	運用の実態を踏まえ、事業者、自治体の意見を反映しながら、事務手続きの負担の軽減について検討されるものと考えます。
2ページ5行目 「有害物質貯蔵指定施設等の設置者に対し、当該施設の構造、設備、使用の方法等についての届出を義務付けた。」について ・有害物質貯蔵指定施設等の等が具体的でなく不明確である。 ・届出範囲（配管の範囲、周囲の床面の範囲）を明確にすべきである。	1	有害物質貯蔵指定施設等の「等」は、有害物質使用特定施設のうち、これまで水質汚濁防止法に基づく届出がなされていない施設、すなわち、排水をすべて下水道に放流している有害物質使用特定施設が対象となります。 施設の届出範囲については、別途環境省から指針、マニュアル等で示されるものと考えます
2ページ5行目 「有害物質貯蔵指定施設等の設置者に対し、当該施設の構造、設備、使用の方法等についての届出を義務付けた。」について 届出対象となる有害物質の濃度の記載がないが、全て届出対象となるのか。	1	有害物質の濃度に関係なく、有害物質を貯蔵することを目的とする指定施設は、届出対象となると考えます。

(2) 基準遵守義務の創設

(3) 基準遵守義務違反時の改善命令等の創設

御意見の概要	件数	意見に対する考え方
臨海地区のような地下水への影響がない地域については、構造や点検・管理に関する今回の措置の対象から除外するべきである。	1	地下水は将来にわたって保全すべき貴重な淡水資源であること等を踏まえ、改正後の水質汚濁防止法では有害物質使用特定施設（特定地下浸透水を浸透させるものを除く。）又は有害物質貯蔵指定施設の設置者に対して、地下水汚染の未然防止を図るための構造基準等の遵守義務等が創設されたものであり、水質汚濁防止法に基づいて全国一律に適用されるべきであるため、御意見にあります臨海地区であっても除外すべきではないと考えます。
施設の構造等の基準および点検の頻度については、全ての事業者が対応できるよう、実現可能な（現実的な）内容としていただきたい。 また、既設プラントの構造によっては、基準を満足することが困難な施設や、猶予期間（3年間）内では、基準を満足させるための工事が完了できない場合も考えられることから、これらの基準の設定・運用に関しては十分考慮していただきたい。	1	施設の構造等の基準及び点検の頻度等の具体的な措置の内容については、別途審議しているところであります、その中で、関係業界の意見やこれまでの事業者における対応等を勘案してまいります。
2ページ13行目 「都道府県知事等は、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の届出があった場合、当該施設が基準に適合していないと認めるときは、構造等に関する計画の変更または廃止を命じることができる。」とあるが、有害物質使用特定施設については既に第8条に定められており削除すべきである。 有害物質使用特定施設の届出内容は、今回の改正で変更は無いと考えているが、問題無いか。	1	当該部分は、改正後の水質汚濁防止法の規定を説明したに過ぎないことから、今回の答申案では、修正する必要はないと考えます。なお、現行の第8条第1項の規定は有害物質使用特定施設については、排水基準に適合しないと認めるときに、計画の変更又は廃止を命ずることができる規定であり、今回の改正内容とは異なるものです。 また、有害物質使用特定施設の届出内容については、改正後の水質汚濁防止法では、新たに「有害物質使用特定施設の設備」が追加されることとなります、既に水質汚濁防止法第5条第1項の規定に基づく届出がなされている場合には、新たな届出は不要です。

2ページ20行目 「既存施設については、(2)と(3)の適用は、施行後3年間猶予とした。」とあるが、改造工事は、開放検査時に実施するため、3年間で全ての設備への対応は困難である。	1	御意見の既存施設についても、改正後の水質汚濁防止法の施行の日から3年を経過する日までの間に構造等に関する基準に適合していただく必要があることが、既に法律で定められています。 なお、既存施設の対応の可能性等にも配慮して、構造、点検・管理に関する具体的な措置の内容を審議しています。
--	---	--

3. 有害物質貯蔵指定施設について

・有害物質貯蔵指定施設の定義

御意見の概要	件数	意見に対する考え方
貯蔵時の有害物質の状態、濃度、貯蔵量、設置場所((例えば屋内で2階以上に貯蔵の場合は対象から除外)等に関して対象範囲を明確にすべきではないか。 有害物質についての濃度の裾切り基準を設けるべきである。	3	<p>御意見も踏まえ、以下のように修正いたします。</p> <p>「政令で定める施設」は、水質汚濁防止法第2条に定める物質(有害物質)を含む液状のものを貯蔵する施設であって、当該施設から当該物質を含む水が地下に浸透するおそれがある施設とすることが適當である。」</p> <p>また、地下水汚染の発生事例を踏まえ、地下水汚染未然防止の観点から、貯蔵されている有害物質の濃度、貯蔵量、設置場所によらず「有害物質貯蔵指定施設」として対象とすることが必要と考えます。</p>
「有害物質貯蔵指定施設」の基本的考え方として、平成23年2月の答申や検討会等での議論の内容から判断すると、以下のものは対象外との解釈で良いか。その他、基本的な考えがあれば示してほしい。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防法の適用を受けるガソリン等油類の貯蔵施設 ・ 液体以外(固体、気体)の有害物質を含む原材料、燃料等の貯蔵施設 ・ 施設以外の有害物質の貯蔵場所(例:分析用薬品保管庫、有害物質の入ったドラム缶の保管庫等) ・ 有害物質を微量に含む原材料、燃料を貯蔵する施設 ・ 有害物質を含む排水の貯槽、ピット(排水処理装置など本施設の関連施設が「有害物質使用特定施設に該当していない場合」) 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガソリン等油類の貯蔵施設については、有害物質の貯蔵を目的としていないと考えられることから、対象施設には含まれません。 ・ 液体以外(固体、気体)の有害物質を含む原材料、燃料等の貯蔵施設は対象になりません。 ・ 有害物質を微量に含む貯蔵施設であっても、有害物質の貯蔵を目的とする場合には該当します。 ・ 有害物質を含む排水の貯槽、ピットについては、有害物質を含む排水の貯蔵を目的としている場合には、「有害物質貯蔵指定施設」となりますが、排水処理施設と一体となった施設については処理施設とみなされ、有害物質貯蔵指定施設には該当しません。

<p>「有害物質貯蔵指定施設」として具体的にどのような施設が対象となるか判断できないため、施行前になるべく早い段階で、対象となる範囲、周囲、床面、付帯する配管等の定義を明確にしていただきたい。</p>	1	<p>対象となる範囲、周囲、床面、付帯する配管の定義については、別途行われている「地下水汚染未然防止のための構造と点検・管理に関する検討会」で検討中であり、その議論も踏まえ、今後、環境省において指針・マニュアルの形で取りまとめられる予定です。</p>
<p>有害物質使用特定施設を有する特定事業場内にある、有害物質を貯蔵するタンクなどの施設に限定されると考えて良いのか。有害物質の入ったドラム缶、1斗缶や、これらが貯蔵されている倉庫なども、有害物質貯蔵指定施設に該当するのか。該当するとすれば、その量的範囲はどこで線引きされるのか。</p> <p>固定された貯蔵設備を対象と考え、以下のとおり修正すべきである。</p> <p>「上記を踏まえると「政令で定める施設」は、水濁法施行令第2条に定める物質（有害物質）を貯蔵する施設であって、当該施設から当該物質を含む水が地下に浸透するおそれがある固定されたタンク・槽等の貯蔵施設とする。」</p>	2	<p>有害物質使用特定施設を有していない工場・事業場であっても、有害物質貯蔵指定施設を設置していれば対象になります。</p> <p>また、貯蔵量にかかわらず対象施設に該当します。なお、施設とは、工場・事業場に一定期間設置されるものをいい、常時移動させながら使用するものは該当しません。すなわち、施設や床面等に固定されていないドラム缶、一斗缶などは、施設に該当しませんので、今回規定する有害物質貯蔵指定施設には該当しません。</p> <p>また、これらを貯蔵している倉庫についても、今回規定する有害物質貯蔵指定施設には該当しません。</p> <p>以上を踏まえ、原案通りとさせていただきます。</p>
<p>現在地下水環境基準が設定されている1,4-ジオキサンと塩化ビニルモノマーについても、地下水汚染を未然防止する観点からは対象とすべきではないか。</p>	1	<p>今後、これらの物質が水質汚濁防止法に基づく有害物質として追加されれば対象となります。</p>
<p>水濁法でいう有害物質を貯蔵、しているが水濁法の特定施設に使用されていない有害物質であっても対象とする見解でよいか。</p>	1	<p>水質汚濁防止法に基づく有害物質を貯蔵していれば、当該有害物質が特定施設に使用されていなくても対象となります。</p>
<p>ガソリン等油類の貯蔵施設が対象外となることと同様に、消防法等他法令において規制されている施設は本法の対象から除外すべきではないか。</p>	2	<p>各法律は、それぞれの目的に応じて対象となる物質や施設等が異なります。今回対象となる有害物質貯蔵指定施設は、「水質汚濁防止法第2条に定める物質（有害物質）を含む液状のものを貯蔵する施設であって、当該施設から当該物質を含む水が地下に浸透するおそれがある施設とすることが適當である。」と考えており、原則としてこれに該当するものが対象施設となります。したがって、消防法や他法令で規制されているという理由のみでは、水質汚濁防止法の対象外とすべきではないと考えます。</p>

具体的な施設の定義（タンク等）がされていないので、どこまで届出施設となるか不明。有害物質を使用している施設であって、貯蔵目的以外の施設は除かれるのか。	1	<p>有害物質貯蔵指定施設は、有害物質を貯蔵することを目的としている施設であり、有害物質を使用している施設は有害物質貯蔵指定施設には該当しません。</p> <p>ただし、有害物質をその施設において製造し、使用し、処理する特定施設であり、有害物質を含む汚水又は廃液を排出する場合は、汚水又は廃液の排出先が公共用水域、下水道の如何にかかわらず当該施設は有害物質使用特定施設に該当します。</p>
「地下水汚染未然防止のための構造と点検・管理に関する検討会」にて管理すべき対象をどうするかを検討している段階であり、まだ答申を作成する段階ではないので、その結果をもって「有害物質貯蔵指定施設」の特定を判断できるよう明確に実施すべき。	1	<p>「地下水汚染未然防止のための構造と点検・管理に関する検討会」では、中央環境審議会の審議に資するために、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準や定期的な点検の方法について検討するとともに、今後環境省において策定することとなる制度の施行に際しての指針・マニュアル案について検討しているものであり、有害物質貯蔵指定施設の対象となる施設についての検討を行っているものではありません。</p>

・水質汚濁防止法の施設

御意見の概要	件数	意見に対する考え方
「水濁法でいう「施設」は、付帯する配管や周囲の床面等を含む概念」とのことですが、規模の小さい施設は本法の対象外とされたい。	1	工場・事業場が汚染原因とみられる地下水汚染事例が、毎年継続的に確認され、規模の小さい施設についても汚染の原因となっていることから、対象とすべきと考えています。
施設の概念を設けているが、個別には規制に対応できない構造・配置のものは除外することを明記されたい	1	工場・事業場が汚染原因とみられる地下水汚染事例が、毎年継続的に確認されていることから、個別には規制に対応できる、できないにかかわらず、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設は対象になると考えています。 なお、既存施設での対応の可能性等も踏まえて、地下水汚染の未然防止が図れるような措置の具体的な内容について、現在審議しているところです。
『なお、水濁法でいう「施設」は、付帯する配管や周囲の床面等を含む概念である』とあるが曖昧な表現である。 そのため、当該文章は削除するか、文章を『なお、水濁法でいう「施設」は、配管などの付帯設備やその直下の地盤表面を含む概念である。』と修正すべきである。	1	御指摘の「配管などの付帯設備やその直下」という記載では、配管の直下が施設の範囲に含まれるかどうかが紛らわしくなること、また、施設は設置場所の周囲の床面と一体として捉えられるものであることから、原案の通りとさせていただきます。 なお、付帯する配管や周囲の床面等の具体的な範囲については、別途行われている「地下水汚染未然防止のための構造と点検・管理に関する検討会」で検討中であり、その議論も踏まえ、今後環境省において、指針・マニュアルの形で取りまとめられる予定です。
『なお、水濁法でいう「施設」は、付帯する配管や周囲の床面等を含む概念である。』という記載を削除すべきである。 今まで周囲の床面や付帯配管の情報の記載は、水濁法の届出時に求められておらず、概念として明確に規定されていなかったため。「地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関する検討会」にて検討されているものであり、その結果を踏まえて水濁法の特定施設の範囲・対象の考え方を整理すべきである。	1	中央環境審議会答申「地下水汚染の効果的な未然防止対策の在り方について」(平成23年2月15日)を受けた今回の水質汚濁防止法の改正によって、新たに導入された構造基準等の制度の適用対象となる施設の範囲を明確にするために、記載は必要と考えます。